

日本マンダリンセンター展示園の指定管理者募集要項

出水郡長島町は、日本マンダリンセンター展示園の指定管理者（管理運営を実施する団体、以下「受託者」という。）を次のとおり募集します。

平成31年3月5日

出水郡長島町長 川添 健

1 指定管理者の募集の趣旨

長島町は、世界的に極めて貴重な資源である温州ミカン発祥の地であり、島ミカンの古木が数多く残存する自然環境、歴史及び町民との関わり等に関する資料を整理、展示し、ミカン産業の振興、町民の文化活動及び学術研究に寄与するため、日本マンダリンセンターを設置している。

この中で、実際に数百種の柑橘類を栽培し、栽培管理や新技術の導入等の研究に努めることなどを目的に展示園を設置している。

この展示園の管理運営を行う受託者を広く募集するものである。

2 施設の概要

(1) 施設の名称 日本マンダリンセンター展示園

(2) 所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 3786 番地 4 ほか

(3) 施設等の内容

ア 展示園：15,376 m²（総面積）

イ 主な栽培作物：ミカン

ウ 資材保管庫：1 棟（162 m²）

エ ガラスハウス：1 棟（404.25 m²）

オ ビニールハウス：1,300 m²

カ スピードスプレイヤー：1 台

(4) 開設年月日 平成5年10月29日

3 指定管理者が行う業務等

(1) 日本マンダリンセンター展示場の維持管理に関する業務。（ほ場内の下草払い、枝木の剪定及び消毒作業等）

(2) 前号に掲げるもののほか、長島町又は受託者が必要と認める業務。

4 指定管理者の管理の期間

指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する月の翌月の1日（当該指定を受けた日が月の初日の場合、当該日）から起算して5年間（指定を受

けた日が年度途中の場合、5年に達する年度前の3月31日まで）とし、再指定を妨げない。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。（一定の団体であれば法人格は必ずしも必要でない。）

- （1）法人その他の団体の所在地が町内であること。
- （2）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する者。
- （5）町から指名停止措置を受けていないこと。
- （6）団体及び個人が税（国税、県民税及び町民税等）を滞納していないこと。
- （7）会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。

6 指定管理料及び売上代金の取り扱いについて

指定管理料については別途定める額を甲が乙に支払う。また、詳細については契約に際し双方協議の上、協定書を締結する。

なお、みかん等の売上代金については、受託者の収入として収受させる。

7 応募書類

応募申込については、次の書類を提出すること。なお、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。

- （1）提出書類（関係書類は、A4サイズに統一すること。）

ア 指定管理者の指定申請書（別記様式）

イ 法人又は団体に関する書類

①法人定款又は団体等の規約（写し）

②法人又は団体の概要及び役員の構成等がわかる書類

③過去3カ年の納税証明書（団体の場合は代表者の納税証明書）

④登記簿謄本（法人）

⑤印鑑証明書（法人）

⑥法人の財務状況に関する書類又は申請者の経営状況を説明する書類

⑦資格免許を証明するもの（写し）又は申請者の人的能力を説明する書類

ウ 管理運営の計画書（書式自由）

エ 管理に係る収支計画書

オ その他町長が必要と認める書類

- （2）留意事項

ア 提出された書類の内容は、変更することができない。

イ 次に該当する場合、応募は無効とする。

①応募書類に虚偽の記載がある場合

②応募書類を提出期間内に提出しなかった場合

- ③応募書類に記名押印がない場合
- ウ 応募書類は次のとおり取り扱うこととする。
 - ①提出書類は返却しない。
 - ②提出書類は、選定委員会での使用に限り複写することができる。
 - ③提出書類は、情報公開により開示することがある。
 - ④指定管理者選定委員会で選定する。
 - ⑤応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(3) 応募書類の受付

- ア 提出期限 平成31年3月29日（金）
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く。）
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- エ 提出部数 1部
- オ 提出先 〒899-1395 鹿児島県出水郡長島町指江 787 番地
長島町役場 農林課管理係

9 選定方法及び指定管理者の指定

(1) 選定の方法

- ア 受託者の選定にあたっては選定委員会を設置し、審査を行う。
- イ 必要に応じ、応募のあった法人又は団体の代表者にヒアリングを行うことができる。
- ウ 総合評価を行い、受託者を選定する。
- エ 選定委員会が選定した結果を町長に答申し、議決後に町長が指定管理者を決定する。

(2) 留意事項

選定委員会委員に対して、選定に係る便宜の提供等を目的とした接触を禁止する。なお、上記の事実が認められた場合は、当該応募者は失格とする。

10 契約等

指定管理者決定後に町と指定管理者との間で協定書の締結を行う。

11 問い合わせ先

鹿児島県出水郡長島町指江 787 番地
長島町役場 農林課管理係 Tel 0996-88-5670